

1月の保健センター行事

志津川保健センター ☎46-5113

保健行事	開催日	受付時間	会場	対象者
3か月児健康診査	10日(金)	12:45~13:00	志津川保健センター	全地区の平成25年8月から9月生まれのお子さん
母子手帳・予防接種予診票の交付	毎週月曜日	13:00~17:00	志津川保健センター 歌津総合支所	*印鑑を持参ください。 *指定日以外での交付を希望する方は事前に連絡願います。

◇各種健診の対象者へは住民登録に基づいて個別に通知しています。また、前回健診を受けていないお子さんは上記の健診について受けることができますので、お早めに受けられますようお願いします。

広域休日救急当番医

診療時間：9時~17時。ただし、医療機関により一部診療時間が異なりますので、あらかじめ実施医療機関にお問い合わせのうえ、受診ください。

●気仙沼市

1月1日(水)	森田医院(八日町)	22-6633	1月13日(月)	おだか医院(田中前)	22-3210
	村岡外科クリニック(田中前)	23-3990		齋藤外科クリニック(東新城)	22-7260
5日(日)	葛内科胃腸科医院(田中前)	22-6750	19日(日)	大友病院(三日町)	22-6868
12日(日)	うちクリニック(東新城)	23-0087		気仙沼市立本吉病院(本吉町津谷)	42-2621
	三条小児科医院(田中前)	23-0088	26日(日)	小野医院(唐桑町)	32-3128

歯科休日診療在宅当番医

診療時間は、南三陸町は午前9時から正午、気仙沼市は午前9時から午後5時となります。

●南三陸町

1月5日(日)	歌津仮設歯科診療所(歌津字枳沢)	36-3717	2月2日(日)	志津川仮設歯科診療所(志津川字沼田)	46-5678
---------	------------------	---------	---------	--------------------	---------

●気仙沼市

1月1日(水)	小松歯科医院(東八幡前)	23-5571	1月13日(月)	熊谷歯科医院(八日町)	23-2211
2日(木)	ファミリー歯科医院(田中前)	24-2822	19日(日)	小松歯科医院(東八幡前)	23-5571
3日(金)	佐藤歯科医院(唐桑町馬場)	32-2309	26日(日)	ファミリー歯科医院(田中前)	24-2822
5日(日)	条南歯科医院(田中前)	23-5570	2月2日(日)	佐藤歯科医院(唐桑町馬場)	32-2309
12日(日)	三浦歯科醫院(本吉町津谷)	42-2418			

公立南三陸診療所からのお知らせ

問い合わせ 公立南三陸診療所 ☎46-3646

公立南三陸診療所では、平成26年1月より毎月第2・4金曜日に「レディース外来」を行います。女性特有の症状でお悩みの方、専門医師に相談したい方は、ぜひこの機会にご利用ください。詳しくは、公立南三陸診療所まで問い合わせください。

医学生等修学資金貸付のお知らせ

町では、公立志津川病院に勤務する医師及び看護師等を招へいし、安定した地域医療を提供するため、南三陸町医学生等修学資金の貸し付けを行います。

◇貸付対象者 平成26年4月1日時点において、医学部または医学部大学院に在学する方(入学予定者含む。)もしくは看護師または薬剤師の免許取得のための学校等に在学する方(入学予定者含む。)で、修学後、公立志津川病院に勤務する意思のある方

◇貸付金額 ①医師 入学時貸付金 500万円以内 月額貸付金 25万円以内
②看護師及び薬剤師 月額貸付金 7万5,000円以内

◇募集人数 ①医師 1名 ②看護師 3名 ③薬剤師 1名

◇申込方法 必要書類を公立南三陸診療所総務課へ提出してください。必要書類は、公立南三陸診療所総務課に備え付けてあるほか、病院ホームページからダウンロードすることもできます。

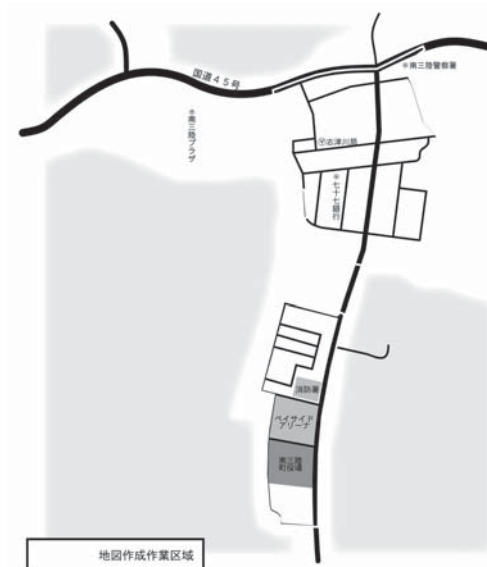
◇申込締切 平成26年3月20日(木)必着

◇問い合わせ 公立南三陸診療所総務課 ☎46-3646

仙台法務局からのお知らせ

仙台法務局では、東日本大震災からの復興推進事業として昨年12月から本年3月までの間、南三陸町志津川字沼田、同所字袖浜の各一部において街区単位(道路、河川等で区割りされた単位)で土地の測量を行い、登記所備付地図の修正作業を実施します。本修正作業に関する問い合わせは下記までお願いします。

登記所備付地図作成作業区域図 (南三陸町志津川地区)



問い合わせ 仙台法務局不動産登記部門復興事業推進班
☎022-225-5662 担当 米田(よねた)

臨時福祉給付金をよそおつた「振り込め詐欺」にご注意ください。

平成25年10月1日に閣議決定された「臨時福祉給付金」については、住民の皆様へご連絡や給付を行う段階ではありません。

申請手続きなど具体的な実施方式は検討中であり、決定次第、厚生労働省から広報がなされる予定ですが、本制度を口実にした振り込め詐欺等の発生も懸念されておりますのでご注意ください。

- ・市町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- ・現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世界構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、役場保健福祉課や最寄りの警察署にご連絡ください。

問い合わせ 保健福祉課 ☎46-2601

-4°C 水道凍結に注意!

気温が氷点下4度以下になると、水道管の凍結が心配されます。凍結は水道管破裂の原因にもなりますので、凍結防止ヒーターを設置するなど、保温対策を忘れずに行ってください。なお、詳しい凍結防止対策は、町ホームページをご覧ください。上下水道事業所または南三陸町ウォーターサービスまで問い合わせください。

水道管が凍結したら

メーターや蛇口を温めてください。凍った箇所にはタオルなどをあて、少しずつ「ぬるま湯」をかけてください。熱湯を急にかけて、水道管や蛇口が破裂することがありますので、ご注意ください。



水道管が破裂したら

水抜き栓で水を止め、町指定の給水装置工事業者に連絡してください。給水装置(宅内の水道管)の工事は、個人が無断で行うことはできませんので、必ず指定の業者に依頼されますようお願いいたします。なお、修繕費用は個人の負担となりますので、破裂などしないよう、十分な凍結防止対策をお願いします。

水道に関する相談・問い合わせは

上下水道事業所 ☎46-5600 南三陸町ウォーターサービス ☎0120-037-132